

アクションプラン推進施策等について

平成30年3月22日

第12回 計画部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)の進捗状況等

(1) 実効性のある優先的検討の推進

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成29年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	①国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、未策定団体の訪問等により、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施する。	(平成29年度末まで)	個別訪問やイベント(プラットフォーム等)、電話等を通じて、未策定団体に対して策定の再要請及び状況のヒアリング・課題解消に向けた助言支援等を実施すると共に、多くの団体が共通して抱える課題(算出したVFMの妥当性、客観性のある定性評価、調査費用の捻出等)を平成29年12月の優先的検討部会にて整理したところであり、今後対策を検討することとした。また、平成29年度末の国及び全ての地方公共団体の策定状況を現在調査中であり、4月以降に公表予定である。	国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を引き続き実施するとともに、毎年度策定状況を公表する。(平成30年度から)
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	②優先的検討規程の運用状況をフォローアップし、既に策定した運用の手引を踏まえ、運用上の課題の抽出と対応策の検討を行うことにより、運用状況の適正化を図る。	(平成29年度から)	本年9月末時点の策定率及び策定・運用の課題を把握するべく、国・全地方公共団体に対して上期フォローアップ調査を実施した。また、優先的検討に関する優良事例の取組を実施している地方公共団体へヒアリングも実施しており、それらの結果を踏まえ12月の優先的検討部会において、運用における論点を整理したところである。	優先的検討規程の運用状況をフォローアップし、既に策定した運用の手引を踏まえ、運用上の課題の抽出と対応策の検討を行うことにより、運用状況の適正化を図る。加えて、具体的な案件形成が実際に進むよう実施主体の経験に応じた支援・情報の横展開を行うとともに、実施主体の負担を軽減する柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発を検討する。(平成30年度から)
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	③優先的検討規程の策定及び運用を行う人口20万人未満の地方公共団体に対する支援事業を実施する。	(平成29年度から)	平成29年度、支援対象とする人口20万人未満の地方公共団体(米子市)を選定(6月)。業務を委託するコンサルタントを決定し、優先的検討規程策定と規程運用の初期段階の支援を実施。	優先的検討規程の策定及び運用を行い、具体的な案件形成に取り組む地方公共団体に対する支援事業を実施する。
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑦優先的検討の優良事例の横展開の具体的推進を図る。	(平成29年度から)	地方公共団体へのヒアリングを実施しており、年度内に他の地方公共団体の参考となる情報を整理した後、横展開する予定である。	[取組内容②に統合]
3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑧地域の実情や運用状況を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。その際、実効性が上がる方策について、具体的に検討する。	(平成29年度末まで)	フォローアップ調査で人口20万人未満の地方公共団体における課題について把握し、12月の優先的検討部会において今後の論点も整理済である。また、ヒアリング調査した優先的検討に関する小規模地方公共団体の取組を整理し、今後横展開を図る予定。	地域の実情や先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入促進を図る。その際、人口20万人未満の地方公共団体をはじめとする実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発を検討する。(平成30年度から)

優先的検討規程の策定・運用状況

○平成29年9月末時点の優先的検討規程の策定状況

策定主体		団体数	策定済		今後策定予定		策定済・予定団体数		策定しない
						うちH29年度中			
国		13	12	92.3%	1	0	13	100.0%	0
地方公共団体	都道府県	47	32	68.1%	15	15	47	100.0%	0
	政令市	20	18	90.0%	2	2	20	100.0%	0
	人口20万人以上の市区	114	69	60.5%	43	35	112	98.2%	2
	小 計	181	119	65.7%	60	52	179	98.9%	2
	(参考) 人口20万人未満の市区町村	1,607	24	1.5%	272	20	296	18.4%	1,311
	合 計	1,788	143	8.0%	332	0.0%	475	26.6%	1,313

○平成29年度上半期における優先的検討規程の運用状況

運用主体	策定済 団体数	規程に基づいた各検討プロセスを実施した団体数(※1)			[参考] 平成32年度 までに事業費総額 10億円以上または 運営費1億円以上の 事業を実施予定と回 答した団体数(※2)
		簡易検討を実施した 団体数	詳細検討を実施した 団体数	PPP/PFI手法を採 用しない場合、その 旨を公表した団体数	
都道府県	32	9	4	1	24
政令市	18	6	4	1	14
人口20万人以上の市区	69	18	7	0	42
小 計	119	33	15	2	80
(参考) 人口20万人未満の市区町村	24	6	1	0	7

(※1) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

(※2) 平成28年10月時点の内閣府調査によるもの(年度末の状況は現在調査中)

規程策定済である地方公共団体のうち、簡易な検討以降のプロセスを実施している団体数は、人口20万人以上の団体で33、人口20万人未満の団体で6となっている。今後、さらに具体的な案件形成が実際に進むように**実施主体の経験に応じた支援・情報の横展開**を行う。

優先的検討の課題について

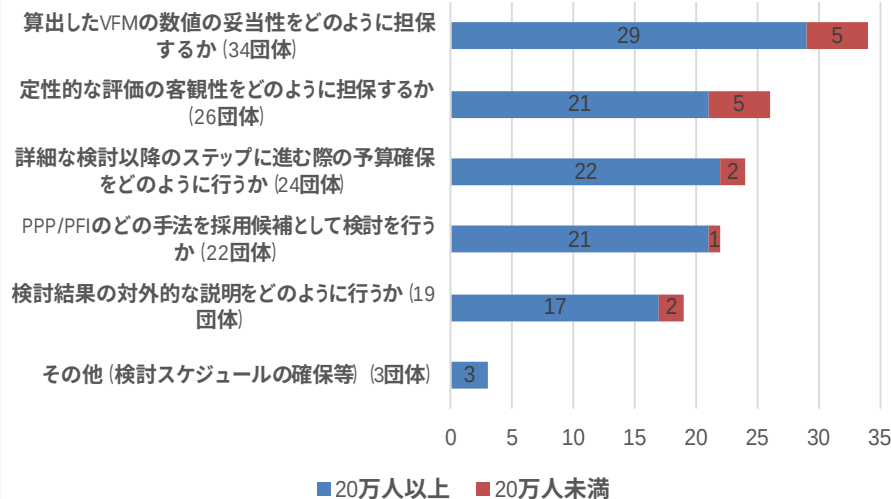
○地方公共団体へのアンケート・ヒアリングにより把握した主な課題

[策定における具体的な主な課題]

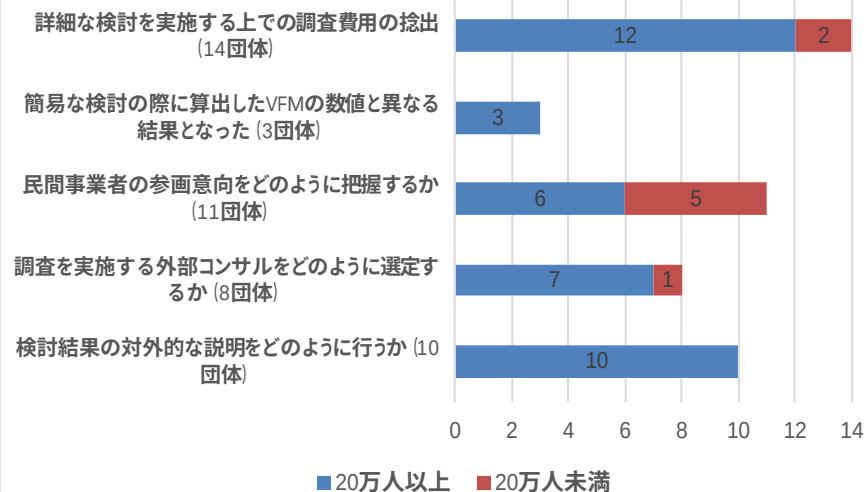
- ü 対象事業を丁寧に整理するように首長指示が出ており、その対応のために時間を要している。
- ü 議会から委託費削減を強く言われており、導入可能性調査を行う案件を絞る必要があるため、規程の仕組みづくり（優先的検討の網の掛け方）に苦慮している。
- ü 規程の策定を前向きに考えているものの、マンパワーに限界があり、手が回っていないのが実態。
- ü PFI事業の経験がなく、職員の理解不足等がネックとなっている。
- ü 市として官民連携の重要性を踏まえて勉強をしているが、VFM計算シートを用いて算出した数値の妥当性に疑問を持っている。

[運用における具体的な主な課題]

○簡易な検討を実施する上で課題となった内容



○詳細な検討を実施する上で課題となった内容



優先的検討の課題を踏まえた今後の取組方針

○優先的検討部会で課題を調査し、昨年12月、PFI推進委員会において以下のとおり推進に当たっての論点を整理。

1. 現状と課題

(1) 人口20万人以上の地方公共団体（規程の策定・運用を国から要請）

- ①平成29年9月末時点において、65.7%（119団体）の策定率にとどまっている。
- ②未策定団体においては、対象事業の丁寧な整理の必要性、職員の理解不足、算出したVFMの妥当性の確保等、運用を見据えての調整がネックとなっている。
- ③なお、未策定の団体には、個別案件ごとに民間活力の活用を検討等を独自に実施しているところも含まれている。
- ④運用については、一部の団体において事務庁舎や社会教育施設・文化施設等の分野で検討が開始され始めている。今後の運用に関して、算出したVFMの妥当性の確保、客観性のある定性的な評価の実施、調査費用の捻出がネックとなっている。
- ⑤既に案件化に向けて運用が進んでいる団体、規程は策定したものの運用が進んでいない団体、規程を未策定の団体に分類されるが、それぞれのフェーズに応じた課題を有している。

(2) 人口20万人未満の地方公共団体

- ①規程を策定した団体は24団体あり、今後策定予定の団体とあわせるとおよそ300団体となる予定であるが、残り1300以上の団体においては現段階では策定の予定はない。
- ②人口20万人未満の団体においても、今後庁舎の建て替えや学校の統廃合等の大規模な事業があることが予想されるが、その認識が十分にされていない。
- ③人口20万人以上の団体以上に、担当者の理解やマンパワーの不足がネックとなっており、策定意向のある団体にPPP/PFIを推進するためには、これらへの適切なフォローが課題となっている。

2. 上記課題を踏まえた推進に当たっての論点について

- ①規程の運用がさらに進んでいくためには、優先的検討のプロセスを円滑に行えるようにすることが必要であり、サウンディング調査等を含めて検討方法を大幅に簡易化できるようにするなど、仕組みの改善余地がある。
- ②優先的検討の取組について前向きな団体をしっかりと支援し、状況を「見える化」することにより、その他の団体を後押しすることが必要ではないか。
- ③公共施設等の整備等を実施するに当たり、地方公共団体の規模にかかわらず、地域の実情や先行事例等を踏まえPPP/PFIを含めて幅広く手法を検討することは、公的負担の抑制・事業の効率化・サービスの向上等につながる可能性があるという観点から有効である、というメッセージの発信が必要ではないか。

整理した論点を踏まえ、平成30年以降で、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発（簡易検討におけるVFM計算省略、詳細検討における導入可能性調査省略、代替措置としてサウンディング・定性評価の手法充実等を検討）を重点的に進める。

概要

PPP／PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程（優先的検討規程）を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援（平成30年度は地方公共団体の人口規模は問いません）

支援内容

■対象

庁内でPPP/PFI手法を検討する具体の事業があり、かつ、優先的検討規程を策定済み又は平成30年度末までに策定予定の地方公共団体（地方公共団体の人口規模は問わない）

■過年度の支援実績

【平成29年度】

米子市（鳥取県）

【平成28年度】

小金井市（東京都）

上越市（新潟県）

福井市（福井県）

松本市（長野県）

富士市（静岡県）

■具体的な実施事項（例）

コンサルタントを地方公共団体に派遣し、助言や資料提供により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定に係る助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程の運用方法に関する助言
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP／PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 対象事業の実施に向けたスケジュール、検討項目、それらに取り組む際の留意点等に関する情報提供 等

事業の段階



PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)の進捗状況等

(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の支援

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成29年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	①人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で地域プラットフォームを47以上形成する。	(平成30年度末まで)	平成29年度末までに計16地域の地域プラットフォーム形成支援を実施(平成27年度:5地域、平成28年度:5地域、平成29年度:6地域)	[完了]
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	②地方ブロック単位で形成されたブロックプラットフォームについては、平成28年度末までに人口20万人以上の地方公共団体を中心に平成28年版で設定した目標団体数を超える191団体が参画しており、今後は人口20万人未満の地方公共団体への参画を働きかけ、団体数の更なる増加を図る。	(平成30年度末まで)	国土交通省と連携し、ホームページで募集をするともに、各地方公共団体を訪問した際に参加の働きかけを実施。	[完了]
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	③運用マニュアルの周知を図り、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。	(平成29年度から)	地方ブロックプラットフォームや各種講演の機会等を活用してマニュアルの周知を図り、地域プラットフォームの形成や運営の参考にしてもらうよう働きかけを実施。また、既存プラットフォームに対しても周知し、今後の運営においてマニュアルを参考にしてもらうよう働きかけを実施。	[継続]
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	④地域プラットフォームの実践/ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	既存プラットフォームの活動状況を確認する際に、併せて専門家派遣の活用を紹介。要望に応じて専門家の派遣や内閣府職員による対応を実施中。	[継続]
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	⑤複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する。	(平成29年度から)	平成29年度において複数の地方公共団体等で構成される広域的な5地域(石川県域、岐阜県域、三重県域、京都府域、宮崎県域)の地域プラットフォーム形成・運営を支援。	[継続]
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	⑥地方公共団体等に対して、地域プラットフォームの形成数や具体的な案件形成数等の実施状況のフォローアップを実施し、結果を公表する。	(平成28年度から)	地方公共団体等にアンケートを実施し、地域プラットフォームの形成数、具体的な案件形成数の状況をフォローアップし、ホームページで結果を公表する予定	[継続]
3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	⑦ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに情報提供、助言等を行う。	(平成28年度から)	国土交通省と連携し、平成28年度より全国9ブロックにおいて継続的に開催されている会議の中で国の施策や内閣府の取組に関する情報提供や地方公共団体等との意見交換を実施。	[継続]

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)の進捗状況等

(4) 民間提案の積極的活用、(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成29年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	①民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。	(平成29年度から)	国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォームをや各種講演を活用して周知を図っている。	[継続]
3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	②民間事業者が提案を行うために必要な情報提供、提案に対する応答、提案の評価方法、検討結果の公表、提案を行う民間事業者の権利利益の確保等を明記した民間提案活用指針を策定する。	(平成29年度末まで)	大府市への支援等を通じて、民間提案(PFI法に基づかないものも含めて)に関し、実情や、情報提供のあり方、提案の評価方法等の課題について調査検討を実施中。現在進行中の大府市の事業の状況を踏まえて、民間提案活用指針の策定の必要性も含めて引き続き検討中。	官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。 (平成30年度から) <内閣府>
3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	③民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援を実施する。	(平成29年度から)	平成29年度、支援対象とする地方公共団体(大府市)を選定(6月)。業務を委託するコンサルタントを決定し、民間提案を活用した取組に対する支援を実施。	[継続]
3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	④優先的検討プロセスにおける民間提案制度のあり方を検討する。	(平成29年度末まで)	優先的検討に係る課題(算出したVFMの妥当性、客観性のある定性評価、調査費用の捻出等)を平成29年12月の優先的検討部会にて整理した。	優先的検討の負担軽減策として、官民対話や定性的評価の手法充実等による柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発が可能か検討する。
3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	②PPP/PFI事業に関する地方公共団体等からの照会・相談に対応する省庁横断的なワンストップ窓口について、公的不動産利活用事業やバンドリング・広域化等の照会・相談に対応できるよう調整体制を強化するとともに、その周知を図る。	(平成29年度末まで)	PPP/PFIの実務を経験し、迅速に対応できる政策調査員等を配置。平成29年度に政策調査員を増員し体制強化を図っている。また、各種講演等を通じてワンストップ窓口支援の周知を実施。その他、ワンストップ窓口の制度の創設を盛り込んだPFI法改正法案を平成30年通常国会に提出した	改正PFI法案で創設する予定のワンストップ窓口や助言機能が円滑に運用されるよう、管理者等に対する支援・モニタリングスキームの詳細を検討する。 (平成30年度末まで) <内閣府>
3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	③PPP/PFI事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有するセッション事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、PPP/PFI事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	地方公共団体等への専門家派遣は平成28年度46件実施。平成29年度は12月末時点で41件の申込があり、情報提供、助言等を行っているところ。 また、高度専門家派遣による支援事業として平成28年度に大阪市の新美術館計画、平成29年度に南伊豆町の広域型廃棄物処理施設の整備・運営計画を支援した。	[継続]
3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	④バンドリング・広域化、あるいは公的不動産利活用を含めた幅広い種類のPPP事業について先進性の高い優良事例を収集する。この際、地域経済の活性化への貢献のほか、庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析も行いこれを同種・類似のPPP/PFI事業を実施しようとする地方公共団体等へ情報提供することにより横展開を図る。	(平成29年度から)	平成29年度、調査業務を活用し、事例についての情報収集を行い、活用が進んでいない分野や重点的に推進を図るべき分野等、分野ごとの状況を把握。それぞれの分野の状況に応じた情報収集及び横展開について検討を実施中。	[継続]
3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑤首長、地方議会等のPPP/PFIに対する理解促進を図るため、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。	(平成29年度から)	国土交通省と連携し、全国ブロックプラットフォームにおける首長意見交換会を実施。 また、資産経営・公民連携首長会議に参加し、首長向けに講演を実施。	[継続]

地域プラットフォーム形成の推進

- 平成29年度末までに、52地域において地域プラットフォームの形成を支援（KPI：47（平成30年度））。
- 平成30年度は、平成29年度に引き続き、複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を重点的に支援する。また、具体案件についての官民対話（サウンディング）に重点をおいた運営を支援し、案件形成のモデル構築を図っていく。

みえ公民連携共創プラットフォーム（三重県域）【平成29年度支援】

■体制

民

民間企業（県内）
三重県建設業協会

官

地方公共団体
（三重県、県内全29市町村）
四日市港管理組合

みえ公民連携共創
プラットフォーム

学

三重大学

百五銀行
（百五総合研究所）

金

■活動内容

回	開催日	実施内容
1	11/15	○講演（公園管理の官民連携事業等） ○グループワーク（自治体の官民連携の現状と推進策）
2	1/23	○講演（ノウハウ習得 等） ○ 具体案件について官民対話
3	2/20	○講演（ノウハウ習得 等） ○ 具体案件について官民対話

■プログラム（第2回）

第1部 セミナー

- 講演「地方におけるPPP/PFI」
[NPO法人全国地域PFI協会]
- 実務研修プログラム [百五総合研究所]
 - ・ PFIの概要と動向（PFIの基礎知識）
 - ・ 多様なPPP手法・事業スキームの比較
 - ・ PFI県内導入事例・全国先進事例の分析
- 講演「都市公園における官民連携のあり方」
[国土交通省]

第2部 グループワーク

- 津市「中勢グリーンパークにおける官民連携」**
 - ・ 事業概要説明 [津市]
 - ・ グループ討議 [官・民の参加者]
交流拠点としての賑わいの創出に資する
導入機能と実施内容について

民間提案の積極的活用に向けた取組

- 民間提案の取組支援 ⇒平成29年度は大府市を支援。平成30年度も支援を実施。
- 民間提案活用指針の策定 ⇒大府市への支援等を通じて調査検討を実施中。
- 優先的検討における民間提案制度のあり方の検討
⇒平成29年度は優先的検討に係る課題を整理。今後は優先的検討の負担軽減策としての民間提案（官民対話）の活用を検討する。

支援概要

募集期間：3/2～3/22

PPP／PFI事業の実施に当たり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援

支援内容

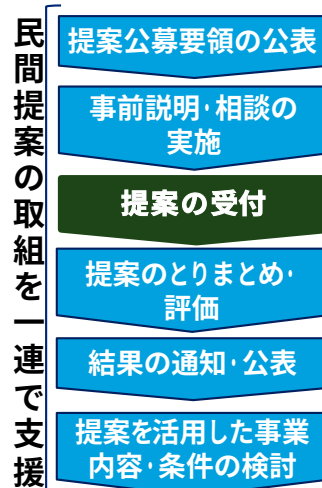
■支援対象

具体的PPP/PFI事業を検討しており、事業の実施にあたりPFI法に基づく民間提案制度の活用を予定する地方公共団体等

■実施概要

コンサルタントを地方公共団体等に派遣し、民間提案の公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

- ・提案公募要領の作成支援
- ・民間事業者への事前説明の支援
- ・提案の評価方法決定への助言
- ・提案の事業への具体的な活用方法の検討支援 等



■過年度の支援実績

大府市（愛知県）

〔平成29年度〕

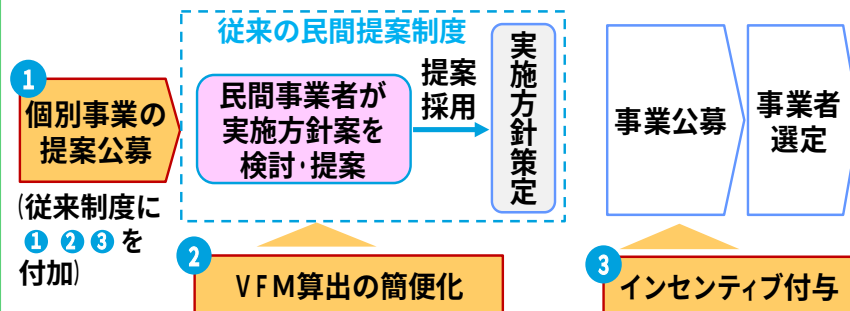
民間提案制度について

■PFI法(第6条)に基づく民間提案制度とは

民間事業者の側から、公共施設等の管理者に対しPFI事業の実施方針を定めることを提案できる制度

■民間事業者に配慮した制度の活用

制度があまり活用されていない現状の課題を踏まえ民間事業者がより取り組みやすくなるよう、①個別事業の提案公募、②VFM算出の簡便化、③インセンティブ付与、の仕組みを付加した運用を実施



平成30年度 高度専門家による課題検討支援

募集期間:3/2~3/22

概要

コンセッション事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

支援内容

■対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当する事業を実施しようとしている地方公共団体等

- ・コンセッション事業(公共施設等運営権制度を活用したPFI事業)
- ・収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業)
- ・公的不動産利活用事業

■具体的な実施事項(例)

高度な専門的知識を有する専門家を地方公共団体等に派遣し、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、参考となる情報提供や解決方策の検討に対する助言等を実施

- ・法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- ・事業採算性の検証の実施(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等)に関する助言

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

過年度の支援実績

■支援対象

南伊豆町(静岡県) [平成29年度]

■対象事業

広域廃棄物処理施設整備事業

- ・南伊豆町と隣接する下田市、松崎町の1市2町が使用する廃棄物処理施設を整備する計画
- ・南伊豆町がPFI手法(BOT方式)により廃棄物処理施設を建設し、下田市、松崎町が施設運営を担う民間事業者と直接委託契約を締結する新しい運営方式の導入を検討

■支援対象

大阪市(大阪府) [平成28年度]

■対象事業

(仮称)大阪新美術館の運営事業

- ・大阪市が新築整備する新美術館の運営について、コンセッション方式の導入を検討

事業の段階

※コンセッション事業等高度な知見を必要とするもののみ対象



PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)の進捗状況等

(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成29年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案(改定アクションプランの記載案)
3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	①リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げるコンセッション事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。	(平成28年度から)	・平成29年度は、1月末時点までに、5案件(むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業、帯広市新総合体育館整備運営事業等)について支援決定	[継続]
3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	②上下水道のコンセッション事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、コンセッション事業の導入に向けた検討を促進する。	(平成28年度から)	・浜松市上下水道事業管理者と上水道コンセッションの制度設計に係る論点を整理 ・宮城県上工下水一体官民連携運営検討会に参加のうえ、制度設計に係る意見を陳述 ・近江八幡市上下水道局に病院PFI事業との違いと水道コンセッションの意義・論点・留意点を説明し、意見を交換 ・須崎市下水道担当部と下水道コンセッションの論点・留意点を説明し、意見を交換 ・下水道展(2017年)の併催企画として国土交通省が開催した「下水道における課題解決のためのPPP/PFI説明会」において基調講演を実施 ・国土交通省による「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に参加し、意見を交換 ・厚生労働省・経済産業省による「水道分野における官民連携推進協議会」に参加し、意見を交換	[継続]
3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	③地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、PFIに係る知識や具体的な案件への取組方法等の情報提供を行うとともに、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。	(平成28年度から)	・現在進行中の案件に関わる事業者や金融機関へのサポートを行うとともに、国土交通大学校、東海財務局及び地域プラットフォーム(相模原市、宮崎県及び石川県)等で、PFIのファイナンスについて講演を実施	[継続]
3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	④コンセッション事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。	(平成28年度から)	・地銀等3行、民間ファンド8社、証券会社1社と、機構からの出資を得た形で民間インフラファンド設立に係るファンド運営方法及び投資案件動向に係る意見交換を実施。 また、三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が組成した丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定。	[継続]

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)の進捗状況等 集中取組方針における分野横断的事項

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組				PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)に掲げる具体的取組のPDCA	
章	節	内容	期限	平成29年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる取組案 (改定アクションプランの記載案)
4. 集中取組方針	⑨その他の分野及び分野横断的事項	・民間事業者との対話を通じてコンセッション事業の更なる活用推進を図るため整理した課題への解決に向けて、別紙の措置を講ずる。	(平成30年度末まで)	関係府省から随時報告を受け、内閣府にてガイドラインを策定。	[完了]
4. 集中取組方針	⑨その他の分野及び分野横断的事項	・指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるよう、PFI法について、平成30年通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。	(平成28年度から)	公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金等に関する地方自治法の特例の創設を盛り込んだPFI法改正法案を平成30年通常国会に提出した。	[完了] ※内閣府令、基本方針、ガイドライン等の関連法令・制度の制定は追って対応

PFI法改正法案 概要

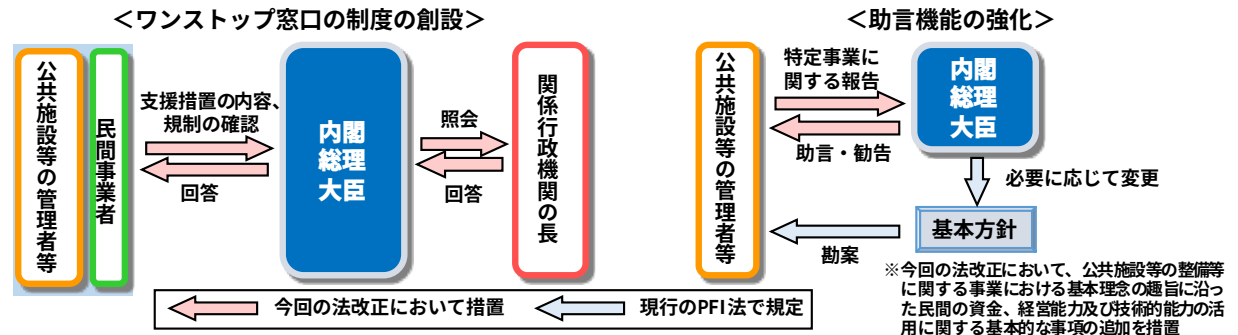
背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間（平成25年度から34年度まで）に21兆円の事業規模目標を掲げている（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版））。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業（コンセッション事業）の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法案の概要

（１）公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等の措置を講ずる。



（２）公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合*における地方自治法の特例

- ①利用料金の設定の手続については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

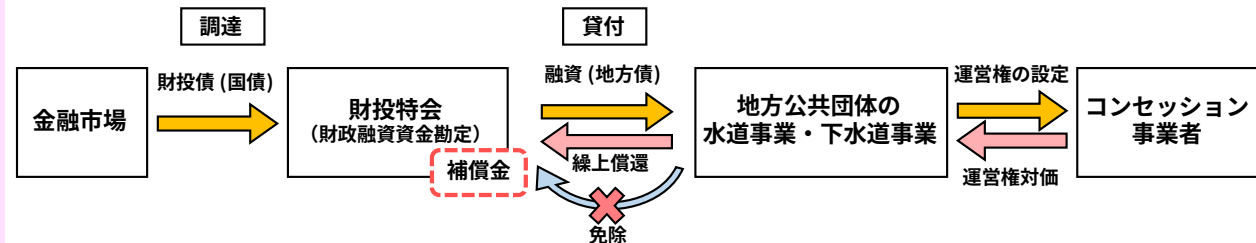
	コンセッション制度		PFI法による特例	指定管理者制度	
	コンセッション制度	指定管理者制度		コンセッション制度	指定管理者制度
利用料金の設定	届出	承認	→	届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要		条例に特別な定めがある場合において不要	条例に特別な定めがある場合において事後報告で可

* 国際会議場施設、音楽ホールなど

条例で地方公共団体が設定

（３）水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。



運営権ガイドラインの改正について

- ・「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年度改定版）別紙」において、平成29年度中に公共施設等運営権（コンセッション）方式の改善等を図ることとされているところ。
- ・これを踏まえ、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」について、管理者等による実施方針の策定から民間事業者選定、実際の事業実施までの各段階において所要の改正をするもの。

1 管理者等による 実施方針策定に 関する改正事項

- 地方公共団体による運営権者への出資を必要性がある場合を除き禁止、出資を行う場合でも出資額に対し過大な株主権限の要求を禁止
- 競争制限的な企業（＝業種内で独占・寡占状態の企業）のSPCの構成企業への参加条件を案件毎に検討する旨規定
- 実施方針、募集要項、財務諸表等の資料の英語版について、外国企業の応募が想定される場合には管理者等で作成することを規定

2 民間事業者選定 手続時に関する 改正事項

- 管理者側で想定する運営権対価やVFM（Value For Money）の算定方法を明示
- 運営権対価算定根拠やデューディリジェンス結果等、管理者側の各種情報の積極的な開示を規定
- 競争的対話で十分に情報交換できるよう回数・期間等柔軟に設ける旨規定
- 事業者選定時の審査委員会の議事録について、民間事業者のノウハウ等の保護に留意しつつ、原則公開とし、議論を透明化

3 運営事業期間中 及び終了時に 関する改正事項

- 投資事業有限責任組合（LPS）による運営権者の議決権株式取得のルールを明確化
- 運営権対価の支払いにつき一括払いの検討を規定
- 瑕疵担保や運営権の取消し、株式譲渡などの際の管理者・運営権者間のリスク分担のあり方や手続きの例を提示
- 管理者・運営権者・第三者それぞれによる複層的なモニタリングの実施とその結果の公表を規定

PPP / PFI推進アクションプランに新たに掲げる具体的取組①

取組番号	本取組の概要	章	節	期限	平成29年度末までの取組	平成30年度以降の取組 (改定アクションプランの記載案)
1	・実施主体の負担を軽減する柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発を検討する。 ・実施主体の経験に応じた支援・情報の横展開を行う。	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	平成30年度から	—	具体的な案件形成が実際に進むように実施主体の経験に応じた支援・情報の横展開を行うとともに、実施主体の負担を軽減する柔軟性・実効性のある検討・導入手法の開発を検討する。 (現アクションプランの進捗確認シートの取組番号2,8,24に記載)
2	PPP/PFI推進に資するデータの見える化の推進を図る。 (優先的検討規程関連)	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	平成30年度から	平成29年度末・30年度上半期末の策定状況を調査・公表。	策定における課題の解消に向けた助言等の支援を引き続き実施するとともに、毎年度策定状況を公表する。 (現アクションプランの進捗確認シートの取組番号1に記載)
3	PPP/PFI推進に資するデータの見える化の推進を図る。 (民間事業の参入意欲刺激)	※検討中	※検討中	平成30年度から	—	※検討中
4	市場性の低い低未利用公的不動産利活用について、優良事例の成功エッセンスを抽出し、横展開を図る。	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	平成30年度から	—	※検討中
5	改正PFI法案で創設する予定のワンストップ窓口や助言機能が円滑に運用されるよう、管理者等に対する支援・モニタリングスキームの詳細を検討する。	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	平成30年度末まで	—	改正PFI法案で創設する予定のワンストップ窓口や助言機能が円滑に運用されるよう、管理者等に対する支援・モニタリングスキームの詳細を検討する。 (現アクションプランの進捗確認シートの取組番号26に記載)

PPP / PFI推進アクションプランに新たに掲げる具体的取組②

取組番号	本取組の概要	章	節	期限	平成29年度末までの取組	平成30年度以降の取組 (改定アクションプランの記載案)
6	PPP/PFIの活用が進む先進的な地方公共団体における取組や組織設計等の成功エッセンスを抽出し、横展開を図る。	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	平成30年度から	—	※検討中 (現アクションプランの進捗確認シートの取組番号28に追記予定)
7	更なる啓発とメッセージ発信を行う。	※検討中	※検討中	平成30年度から	政府インターネットTV等による啓発やアクションプランや各種手引等によるメッセージ発信を実施。	※検討中
8	PPP/PFI推進の障害事項を整理し、対策を検討する。	※検討中	※検討中	平成30年度から	法改正等を実施。	※検討中
9	期間満了案件の効果検証を行う。	※検討中	※検討中	平成30年度から	—	※検討中
10	官民のリスク分担や契約条件等の実態把握調査を行い、対策を検討する。	※検討中	※検討中	平成30年度から	—	※検討中